

下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第110回）議事要旨

（下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務）

1 日時

令和5年7月7日（金） 13：00～15：45

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員）井田良、今田幸子、加藤俊治、北村節子、大善文男、田邊宜克、中尾正信、
中田裕康（委員長代理）、中村也寸志（敬称略）

（庶務）小野寺真也（総務局長）、榎本光宏（総務局総括参事官）、長田雅之（総
務局第一課長）

（説明者）徳岡治（人事局長）、高田公輝（人事局任用課長）

4 議題

（1）協議

- ・ 令和5年下半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について
- ・ 令和5年7月期及び8月期の出向からの復帰候補者について
- ・ 令和5年10月期の弁護士任官候補者について

（2）次回の予定について

5 議事

（1）協議

協議に先立ち、退任した渡部委員の後任として中村委員が紹介された。

庶務から、前回の委員会以後の経過として、令和5年4月期の出向からの復帰候補者についての答申を最高裁判所に報告したこと、それらの候補者についての

最高裁判所における審議結果、令和5年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者並びに令和5年4月期の弁護士任官候補者についての最高裁判所における審議結果が報告された。

また、最高裁判所から、令和5年7月期及び8月期の出向からの復帰候補者について、指名の適否について諮問を受けたことが報告された。

- ・ 令和5年下半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について

庶務から、令和5年下半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者158人のうち、1人が判事任命願を撤回し、1人が出向したことにより、今回の審議対象から外れたことが報告された。また、2月20日の当委員会の結果を受け、各地域委員会に対し、指名候補者について情報収集を行い、その結果を取りまとめて送付するように依頼したこと、各地域委員会では、当委員会からの依頼に基づき、情報収集及びその取りまとめが行われ、その結果が送付されたこと、地域委員会から送付された情報の中には、弁護士会又は弁護士会連合会を經由して地域委員会に提供された情報は含まれていなかったことが報告された。さらに、予定どおり6月30日に作業部会が開催され、重点審議者として追加すべき者の有無についての検討が行われたことも併せて報告された。

作業部会長代理である中村委員から、作業部会では、地域委員会から送付された情報等を精査したが、重点審議者に追加すべき者はいなかったことが報告され、審議の結果、重点審議者として追加すべき者はいないこととされた。

続いて、指名候補者156人について、判事に任命されるべき者として指名することの適否について審議され、審議の結果、いずれの者についても指名することが適当であると最高裁判所に答申することとされた。

- ・ 令和5年7月期及び8月期の出向からの復帰候補者について

裁判官から出向している指名候補者7人について、候補者の略歴、出向先から得た候補者の執務状況等に基づき、判事に任命されるべき者として指名することの適否について審議され、審議の結果、いずれの者についても指名することが適

当であると最高裁判所に答申することとされた。

・ 令和5年10月期の弁護士任官候補者について

庶務から、2月20日の当委員会の結果を受け、関係する地域委員会に情報収集の依頼をしたこと、当該地域委員会では、当委員会からの依頼に基づき情報収集及びその取りまとめが行われ、その結果が送付されたことが報告された。

作業部会における検討結果を踏まえ、指名候補者4人について、地域委員会が収集した情報及び最高裁判所から提供された資料に基づき、裁判官に任命されるべき者として指名することの適否について審議され、審議の結果、3人については指名することが適当であると、1人については指名することは適当でないとして最高裁判所に答申することとされた。

(2) 次回の予定について

次回の委員会は、9月1日（金）午後1時00分から開催され、令和6年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について審議することとなった。

以 上